

一般名処方加算に関する掲示

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなるメリットがあります。また、令和6年10月より医療上の必要性がないにもかかわらず、長期収載品を選択した場合には、後発医薬品との差額の4分の1を自己負担する仕組みが導入されており、ご負担が増える場合があります。

ご理解とご協力の程お願いいたします。

なお、状況により、患者さんへ投与する薬剤が変更になる場合がありますが、変更にあたってご不明な点やご心配なことがありましたら職員にご相談ください。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

【長期収載品とは】

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上ものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

令和7年5月

医療法人社団 医聖会 八幡中央病院